

関東幕領に於ける遠島刑

YAMAMOTO, Seiji / 山本, 清司

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

14

(開始ページ / Start Page)

91

(終了ページ / End Page)

102

(発行年 / Year)

1961-10

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00010665>

関東幕領に於ける遠島刑

山本清司

一、はじめに

流罪が刑罰体系の一つとして定められたのは古代に於ける律の規定からであつて、それ以後明治に至る約千二百年の間、刑法の重要なポストをしめていた。刑罰は封建制下にあつては経済構造の上に立脚しつつ為政者の封建権力の具体的な表現形態であると思われる。流罪にあつてもその例外ではあり得ない。

しかしながら、その研究、特に近世に於ける流罪史研究は極めて少なくその研究の傾向は概して二つの大きな潮流に分れる。即ち第一に中央に於る法制史家の研究、第二に郷土史家の研究であるが、前者は幕府の制度的、手続的、支配的な関係を中心に法制史の一項として論じたものであり、流配地に於る実際の史料とは縁遠いものである。後者は郷土民の流人に対する寛容な態度を吹聴したもので中央の關係史料との關係がほとんどなされてない。最近第二回関東各大学地方史關係卒業論文発表会の際の東京女子大・暮田しのぶ氏の著作が発表されているが、封建制下に於ける流罪史の位置づけ、即ち結語にかけている事は致命的である。

関東幕領に於ける遠島刑（山本）

従つて私は流罪史をその社会的背景の中で取扱ひ、幕領に於る流罪制度の実態を伊豆七島にしぼりながら検討して見たい。

二、遠島事情

徳川幕府法下に於る遠島刑は死刑に次ぐ重刑であつた。江戸時代の刑法集大成とも言われる所謂「御定書百ヶ条」によると遠島刑は「江戸の流罪のものは大島、八丈島、三宅島、新島、神津島、御滅島、利島の内え遣す、京、大坂、西国、中国の流罪の分は薩摩、五島に隠岐国、老岐国、天草郡へ遣す、従前々例」とあつて関東幕領からは伊豆七島に流してゐた。

しかし藩には各々藩律があつて一定する所ではないが、概して島のある藩は島流し、そうでない所は終身永牢が普通であつた。

幕領に於ては管轄奉行の判決を受けた流罪者は全て小伝馬町の牢に収容し、石田帯刀の下で出船待をするのであるが、当時天保元年の評儀を見ると「遠島もの差遣候儀は春秋兩二度に限り候」と見えるので遠島船は原則として春秋一度宛二度であり、それ迄この牢預けとなつたのである。

彼等は年にあつても身分格式、性別によつてその座も別々に收容された。これは遠島船内に於ても『御目見以上の流人並女流人は船中別冊にて差遣候事』³⁾と別冊をもつて護送している。更には幕府から流罪者に与えた遠島費の如きもの迄『揚座敷もの沓人ニ付金貳両、揚屋もの沓人ニ付金壹兩、平囚人沓人ニ付金貳分ハ錢被下』⁴⁾と異なつていたのである。遠島にあつてこの他『船中用意菓鼻紙等相渡』『膳碗共船手江引渡』⁵⁾とされていた。又縁者から見継物あるいは見届物等と言われる見舞品も刃物、書物、火道具を除いて許されていた。

出帆の日、流罪者は年から出され諸手續を終了すると『揚屋ものは駕籠に乗せ町人足ニ為昇、平囚人は持籠ニ乗せ非人足ニ御船場迄為送』⁶⁾していたのであるが、この頃の御手当番所は『啓此頃は靈岸島川口、永代橋川口、浜御殿口の三ヶ所に御番所と称えて海上諸般の事を監察し、尚又靈岸島、深川万年橋、永代橋北新堀、深川新田島、浜御殿大手向の五ヶ所に御船手組屋敷ありて、遠島用船等の事を掌り毎年交代にて勤めしとぞ』⁷⁾と見え以上の所より毎年交代で出船したのである。

その経路は江戸をたつと品川沖で一泊し、それより浦賀の船番所で検閲を受け、そこから相州、豆州の浦々へ出でそこで風待ちをするのである。即ち、その一札を左にかかげると、

差上申一札之事

一、流人御用船当六月二日申之上刻当湊江被遊御入津同三日勿下刻上遊御出船御滞留中御非分成儀無御座候 以上

慶応二寅年六月三日

豆州稲取村 名主、元八

御用船御役人衆中様⁸⁾

の様な書状を浦々の名主は船中役人に差出たのであるが、更に江川太郎左衛門、庄田主水が文久二年に出した浦触を見ると、

此度三宅島流罪之もの庄田主水が被仰渡被遣候、若渡船之内浦々又者何島江船掛候共番等堅申付油断有之間敷候、自然逢難風候ハ早速助船を出し可然廻船之儀可相達候 以上

文久二戌年三月

江川太郎左衛門⁹⁾

庄田主水¹⁰⁾

伊豆国浦々名主年寄

同国附島々名主年寄¹¹⁾

と遠島船が浦々あるいは島々に入津した時の諸注意を与え、これは同時に豆州の浦々から七島へ渡つた事を示すものである。従つてその経路は江戸―浦賀―相州浦々―豆州浦々―七島という順序を経てゐる。豆州の浦々からは井上正鉄翁在島記によれば伊豆八幡村より大島の波布港につき、それより三宅島に至つてゐる。しかし普通は伊豆より新島、三宅島と至り三宅島に於て『八丈島、御藏島両島への流人は三宅島迄差遣、島守に相渡夫より順風次第両島へ遣候事』¹²⁾と三宅島に於て流人は全て降され、それ以後は三宅島役人の管轄を以つて両島に遣した。

当時遠島船は『遠島者取扱候節は三宅島、新島船の内御用船申付候ニ付』¹³⁾と三宅島、新島の廻船を持つてあつたが、實際流人帳を見ると、

流人名連記

文久三亥年十一月十二日巳之上刻、三宅島九郎右衛門、船ニ而流

人四人御軍艦奉行矢田堀景藏様御組警固同心衆鶴田治郎太夫、伊沢源太郎、田中友吉⁽¹²⁾

の如く島船がこれにあつてゐる。『三宅島新島八丈島三ヶ島刑法大秘鑑⁽¹³⁾』によると船は五百石積位で船頭水主八人乗、櫓の長さ三間、横幅六尺高さ四尺の船牢が作られ、又この流人運送にあつて、幕府は一艘に付金十九兩二分、その他船頭に一日二人扶持、水主に一人扶持、又流人にも一日一人扶持が与えられた。

新島流人帳によると毎回船中醫固役人は三人を持って成し、通常は船番組屋敷の役人が同乗しているが、文久三年には御軍艦奉行がこれに当り、慶応元年以後は島役人がこれにあつてゐる。

注 (1) 「御定書百ヶ条」百三条御仕置形之事

(2) 天保類集十三、平松義郎著「近世刑事訴訟法の研究」

九六四頁所収

(3) 「御定書百ヶ条」百三条 御仕置形之事

(4) 遠島もの出帆手続左之通御座候、刑務協会編「近世行刑史稿」所収

(5) 同右文書

(6) 同右文書

(7) 「井上正鉄翁在島記」一一七頁所収

(8) 前田長八著「新島大観」二五二頁所収

(9) 新島本村役場所蔵文書

(10) 「御定書百ヶ条」百三条 御仕置形之事

(11) 和泉守殿佐久間三藏を以御渡覚、刑務協会編「近世行刑史稿」所収

関東幕領に於ける遠島刑(山本)

(12) 前田長八編「新島流人帳」上野図書館所蔵
(13) 大間知篤三著「八丈島」四八頁所収

三、流人の生活

では配流地に於ける流人の生活は如何なるものであつたであらうか。先ず八丈島割流人の三宅島での風待ちしていた状況を天明元年流人が八丈島役人に報告した「流人渡島始末の請書⁽¹⁾」を通してその第一歩をさぐつて見る。島着流人は船中醫固役人と島役人との流人受手続がすむと『私共儀島着の仰ゆへ十力に暮罷在候間流人頭と申儀に候得ば諸事相談頼任罷申候』と流人頭の支配下に置かれ、その世話を一人前二朱宛『右は流人頭之世話賃と申着船之御差出申候』又一人前金二分二朱宛を『右者流人頭え当^(八丈島)島え相渡候迄宿相極め水代新家屋代と申逗留中は日数多少に限右之通差出申候』と流人頭は新着流人から諸名目で収奪を行つた。流人の出費はそれにとどまらず、浜からの荷物の運送に俵物一個銀二百文、樽物同四百文、風呂敷包百文他の割合で運賃を課され、仮の寺宿りにも一日朝夕飯料として銀二百文、湯銭として二百文を取られてゐる。従つて彼等流人は

『右之通先々より当島え渡り候流人諸入用差出申候右之外色々入用多差出候得共碇と覺不申候如此諸入用難儀仕候見届無之者は從 御公儀様為渡世金被下置候左様のものは前書之通着船之節雜用懸並宿払等にも引足不申候間着用之衣類又は何品にても持參之品金錢之代りに払申候尤々相渡候流人之内には着船入用之用捨願候者も有之候得共先例之由申之免角為出申候依之貯

無之者永逗留仕候得ば給物取続難仕候間彼島役人中並百姓衆門々朝夕兩度宛相廻給物乞請致助命誠乞食同様之体に御座候」と見られる如くその生活の第一歩は諸人用の出費によつて思もよらぬ散財を致し、勿論平囚人の如きは『着用之衣類又は何品にても持參之品金錢の代り相払申候』と文字通り裸となり『彼島役人中並百姓衆門々朝夕兩度宛相廻給物乞請致助命誠乞食同様』の有様で当初より多難の生活條件が彼等待ち受けていたのである。

ここに出て来る流人頭は八丈島、三宅島、新島では常に一人宛存在し、流人の統轄者として権勢をふるつていたが、その出身階層も武士階級か神職者で身分格式が高いものが普通であった。しかしその具体的な究明は残された問題である。

かかる流人の着島情況の中で更に島役人は流人へ『申渡書』を示し、島内に於る所謂生活心得なる行政上の支配規制を以つて流人に臨んでいる。この文書は流人生活を検討するのに非常に重要なものであると思われるので少し長いが、多くの文書の中からその代表的な延享二年の『流人江可申渡御条目』をあげて見る。

流人江可申渡御条目

- 一、從 御公儀被仰出候御条目之趣堅可守候親類縁者江遣候書状之儀者名主江願出候而被状相認可差出候、尤神主名主年寄被見口当帳ニ記之江戸御役所宛口項指遣候、渡海之偽船船頭水主並便船人出国之節内通不仕様ニ相心得候
- 但親類々差遣候書状並見届物之儀者当着次第我等共立会相改流人江急度相渡候而右請取返書早速可出之事
- 一、漂着船或者旅人日和待之内出会候儀堅可御法度ニ候事

一、流人御仕置之儀別而島逃去不仕様ニ島中ニ而油断不致廻船漁船共走り道具等入念粗末無之様船持共常々可仕之旨、堅ク被仰付置候事

- 一、流人病死致し候節者流人之内早速名主方乞可訴候、役人共立会病死ニ紛無之哉之旨口口分之上死骸為取置申候尤御代官江注進書差出之候、右相果候流人雜物之儀者其もの遺言ニ而誰江成共送り雜物之分者右申置無之候て島役人江申支セ可受指口候且又流人相住候家之儀御口或者死亡之跡目先規其地主江相渡事ニ候、雜物無之流人ニ候共相果候ハ、其訳可申候候勿論流人之儀口口候間相煩候節者年寄之流人心ヲ付相勞可申事
- 一、出火之節島百姓同所ニ欠付相防キ怪火等口同様ニ万心掛事
- 一、博奕懸之諸勝負一切致間敷事、尤宿致間敷事
- 一、常々心立悪ク酒狂等ニ而喧嘩口論ヲ好或者徒党ケ間敷企候もの者之候ハバ仲間流人ヲ可申出候、随分大切ニ身持仕者可致事

- 一、貧窮の流人渡世之儀先規々野止しもの海藩ヲ夫食ニも致候、漁有之節者浜江罷出随分精出手間致魚貰フ渡世大切ニ致候、尤漁事有之時分浜ニ而隈成儀共無之様ニ急度可心得事
- 一、島百姓荒し置候畑有之候ハ、其畑主願候而手伝等も致相對ニ而可致耕作候、渡世之儀曾而油断致申間敷事
- 一、水汲女差置死亡又者御免等ニ而茂子共者島ニ相残弥島百姓夫食口不足候之由ニ而流人水汲女指置候儀近年皆停止被仰付候上者水汲女者仕申間敷事

右之趣者御条目御代官々毎年被仰渡候流人之儀みたりとも不

法之儀於有之者重罪之間此旨堅ク可相守者也

延享二年丑三月

役所

以上この文書は虫喰の為不明瞭な所もあるが、これを中心として更に多くの傍証史料を引用しつつ彼等の生活を検討して見る。

「三島大概録」に「伊豆七島流人取扱方」⁽³⁾なる以下の史料が見られる。

一、年々被差遣流人取扱之儀は地役人浜方へ罷出島着早々陸上申候流人御証文に引合上乘のものより取之、村割之儀は前々より圍引仕当村役人へ引取某村々へ召連、百姓家へ預夫食諸事無之流人は百姓組合にて養ひ申候

一、在島中見継等有之流人は格別、職分無之流人は百姓農業の手伝為仕農業難出来流人共は村々百姓方にて順番に相養申候
この文書によると村割の定った流人は五人組に預けられ、農事の手伝い等をさせたが、これさえ出来ないものは五人組が順番に養っていた事が明らかである。

流人は村に慣れる迄は五人組の世話となったが、それ以後は自から活路を開いて生活した。しかしそれ以後も五人組の責任は解かれず自活出来ない場合はその五人組で養ひ、又受持流人が出入等を犯した場合、それが些細な時は受持五人組がその身受人となって流人を引取っている。この様な文書は新島本村役場に数多く所蔵されているが、ここに掲載する事は省く。

人間が生死の境を彷徨する時先ず求めるのは食である。流人は原則として特別の牢に収容された訳ではなく比較的島内では自由な生活をしていたが彼等の生活意識は先ず食べる事を以って第一

関東幕領に於ける遠島刑（山本）

とした。前に掲げた延享二年の文書に『貧窮之流人渡世之儀先規が野止しもの海藻ヲ求食ニも致云々』という一条が見える。これは流人が山野の植物、海岸漂着の海藻、漁業期には浜方の手伝いによって魚を貰ひ渡世の足しにする事をうたっているが更に同文書に『島百姓荒し置畑有之候ハ云々』の一条は彼等が積極的に農産物の生産によって生活を支える事を申渡されている。

農漁業の手伝いは彼等の生活を支える重要な収入源であったが文化十年の文書にも『農業之時節流人之内手間相雇候儀時々有之候処一日賃錢之儀前々者五拾文ニ而遣候……漁業之節……前々之通一日五拾文ニ而貰ひ請可申候』⁽⁴⁾の如く農漁業期に流人を一日五拾文で雇っている事によっても明らかである。

又七島には当時野牛が非常に多かった事は江川代官の手代等が天明二年七島を巡見した時の記録でも明らかであるが、年月不明の流人へ申渡した文書にも『山野之落牛有之候節ニ而決而切取り罷り食し候儀不相成、若病床ニ而口口茂相用度候ニハ其官流人頭江願仕申候、万一口口牛肉食し候儀後日相聞候ニおいては急度咎メ可申付事』⁽⁵⁾とあり天保三年二月の文書に『私共儀当十一月中向山之内江相落し穴掘置候処牛落入右場所江流人銀次郎千代松連口ク引出流人共肉切取其場所ニ而食し候ニ付云々』⁽⁶⁾とある事によっても彼等が法渡の野牛を食す事によって渡世の足しとしていた事は明らかである。

春夏秋冬という時期は彼等にとっても比較的過し安かったであろうが一度冬になると風速二十米の季節風が荒狂う七島にあっては彼等の生活は唯生命を維持するという一事に必死であったに相違

ない。「新島流人帳」記載流人総数一三三三人のうち病死者六五五人のほとんどが十一月〜三月の間に出現している事からその様を伺い知ることが出来る。彼等は冬になると農漁業の手伝いはなく、働きのないものはその日の食糧にも困った。最初は島民の家を乞い歩くのもよいが冬になると島民として豊富な食糧があるわけではない。従って例えば「延享元年二月六日磯にて相果無宿盗人四郎兵衛、元文元年十二月晦日磯にて死無宿乙三郎、同三年十二月四日磯にて波に払われ死神田無宿金蔵」⁽⁸⁾とある如く冬になると海岸で死亡する者が少なくなかった。これは海岸に流れつくものを拾って生活の糧としている事を物語っている。

前であげた法度の野牛を食糧とするのもこの頃の事であるが、冬期の野草アシタバやフキノトウ等を採食する事によって命をつないだ事は近藤富蔵の「八丈実記」天保五年の記録でも知られる。従って彼等流人の下層クラスは山野の動植物、海岸漂着物はその食生活に極めて重要な意義を持った。

かかる生活状態の中で内地の縁者から配流地の流人に送り届けられる見継物は極めて大きな意義を有する。

見継物についての規定は前掲延享二年『流人江可申渡御条目』の第一条に見られる如くであるが新島に現存する明和六年及び安永四年の控帳⁽⁸⁾を総合すると金と米、麦、豆類、味噌、醤油、油、砂糖等の食糧品が最も多く、衣類、手拭、風呂敷、鍋釜類、紙、筆墨、傘の如き生活必需品が送り届けられている。

その階層も僧侶、武士あるいは百姓町人の一部に限られ多くの流人は見継物に接する機会に少なかった。しかし見継物は

当時流人の生活段階にあつては極めて重要なものであつた事は次の文書でも明らかである。

安永二年飛州に大規模な百姓一揆があつた。所謂大原騒動がこれであるが、此一揆で死刑の他十七人の遠島者を出し新島に五人の一揆頭取格を流した。その後父の先途を見届ける為に渡島した高山、甚兵衛の一子勘左衛門が坂野屋万里公寺にあてた手紙の末文に『当島揚り飛騨衆中御方へ金子届け者絶テ御座候ニ付、別而磯左衛門、次八殿至而御難儀被成候趣ニ相聞申候貴公様ヨリ本國へ御申被遣金子拾四五両程而も参候様御申被遣可被下候』⁽⁹⁾と見継物遅延の為困窮している有様を訴えている事からも見継物が流人生活にとって如何に重要な意義を有するか明らかである。

更に流人生活を支えたもの一つに水汲女^{ミヅクメ}をあげる事が出来る。水汲女とは流人の事実上の妻である。前掲延享二年の文書にも水汲女を差置く事は禁止されており、現存するほとんどすべての「流人申渡書」が厳禁している所である。このような文書が度々出されるという事は事実上多くの流人が水汲女を置いて夫婦生活を営んでいた事を物語るものであろう。

遠く内地を離れ親兄弟妻子に別れ精神的物質的に孤独な生活を営む時、人誰しも愛を求むるのは自然の成行である。それは決して一片の条文や申渡しで押えきれれるものではあり得ない。

それに加えて島の人口構成にもその重要な原因がと思われ。即ち一例として天明二年四島の人口構成とその八年前の安永三年の八丈島の人口構成を見ると表(1)(10)の如くである。

この表から各島の人口は特に男性より女性の方が一〜二割も多

表一(1) 天明 2 人口構成表

島別	内訳	戸数	総人口	性別		在島流人
				男性	女性	
大新	島島	525	2,336	1,147	1,189	2
神津	島島	344	1,990	848	1,061	123
三宅	島島	172	911	423	488	1
三八	島島	270	1,650	785	865	146
	島島	629	4,770	2,252	2,518	178

(注) 八丈島の場合、浮田流人、島内出生流人を在島流人中に含む。

いという如何んともし難い事実、かかる人口問題という根本の問題から必然的な結果として水汲女は存在を余儀なくされたのであろう。

七島では流人の妻帯は原則的には禁じていたが、隠岐島では宗門帳の中で流人の夫婦である事を証明している所⁽¹¹⁾からすれば流人の妻帯は公に認められていた。

島の生活に長じた彼女達は流人の物質的生活を援助し、更に精神的動搖を除く事によって島の再犯や島抜を未然にいとめる大きな又見えざる力となったものと考えられる。

彼等の生活は概して他力本願の性格を有していた事は否めないが、中には積極的に島民生活に活路を開いていった者もある。

職人、武士、百姓の如きがそうである。例えば現在新島の梅田藤石衛門宅に三宅島流人として元禄十一年流罪となった英一蝶の書状と絵画が現存している事から彼が絵を売る事によって生活の助けとしていた事は明らかであるが、更に『此島に葉師堂有…』^(三七島)

関東幕領に於ける遠島刑(山本)

左右之扉に仁王の画有、仏前のらんまに竜の画ありともに英一蝶の筆なり⁽¹²⁾と代官三河口太忠が寛政八年に三宅島を巡見した時の日記に書いている事からも彼の積極的態度が知られる。

又新島に於てもこれに似た事が「長栄寺歴租次第⁽¹³⁾」によっても向われる。即ち『安永六丁酉從二月仏前塗地掛ル塗師飛驒国上木仁兵衛ト申仁ト某シ兩人ニ而塗上ル、仏前金具者上木仁兵衛寄附』と安永二年飛驒大原騒動に活躍した甚兵衛が自からの技術を生かして積極的に工事を請負っているのである。あるいは明和二年新島若郷村の井戸堀工も下総及び越後の百姓が実質的には行っており、島内に於ける医師等も流人の心得あるものが行っている事は『当島ニ医師無御座候、流人之内医師心得有之者候得者病人葉貫候⁽¹⁴⁾』とある事からも明らかであるが、明治八年の『種痘之儀ニ付自訴御届書⁽¹⁵⁾』と言う流人の差出した書状によると種痘の大流行を未然に防いだ事がしるされている。

その他にも新田の開発や村の書役として彼等の積極的活動が一時的にせよ、島の文化向上に役立った事も否定出来ない。

しかしほとんど多くの流人は前掲延享二年の文書にも見られる如く博奕を好み、酒狂等に於て喧嘩口論を好み、流人对流人果ては流人对島民の出入が後をたたなかつた事はここには紙数の関係で掲載出来ないが新島本村役場に現存する数多くの出入関係文書が物語る所である。しかればこそ前掲延享二年の文書に『島中ニ而油断不致』これを監視したのである。

この様な出入や島抜の多い最大の原因は物質的窮乏にある。更に今一つは流人総数の三六%の高率を占める無宿人層の存在であ

る。文政七年に新島本村、若郷村百姓代、年寄、名主の連印で出した『乍恐以書付奉願上候』⁽¹⁶⁾の末文に以下の様な文言がある。

『右之次第二付小前之者共數度願出候儀年々流人御渡有之三島之内当島之儀口島ニ而前口奉申上候通ニ而何卒可相成候儀ニ御座候而已来無宿躰之身分御渡方御免被成下置様小前度々願出候得共恐多御願奉存候故差押置候処小前実々相願此度運而願出候ニ付無口儀乍恐取次奉願上何卒御憐愍被為下前従口被為御聞訊御勘弁之儀私共同様口重而茂奉願上候、以上』

とある事によつても明らかである。しかればこそ百姓小前の者の連而この無宿人層の流人配流の停止を願つていたのである。

しかし彼等流人の生活は概して貧困で、代官三河口太忠をして『けふはこのしまの流人みなよびいだすことを見るに、おほかたやせ衰へ色青さめて此世の人とも思えぬばかりにて、其さまはいみじくあわれなり』⁽¹⁶⁾と言わしめた如くである。しかればこそ、彼等の生活が例外はあるにしても、唯生命を維持するに最底の線であつた事が知られる。

注 (1) 「天明二年七島巡見志」深川図書館郷土資料室所藏

(2) 新島本村役場所藏文書

(3) 刑務協会編「近世行刑史稿」所収

(4) 「流人取締方申渡書」文化十年、新島本村役場所藏文書

(5) 「流人江申渡書付」年月不明、新島本村役場所藏文書

(6) 「差出申御請証文」天保三年、同右役場所藏文書

(7) 柳田国男著「八丈島流人帳」島一卷三号所収

(8) 「流人見届物帳」明和六年三月、「流人雑物帳」安永四

年十月、新島本村役場所藏文書

(9) 「巴山より坂野屋万里公寺充正月五日付書状」新島、前田長八氏所藏

(10) 「天明二年七島巡見志」より作成、八丈島の場合は安永三年「伊豆国附島々様子大概書」より作成

(11) 島前村々流人妻子宗門御改証契帳、横山弥四郎著「隠岐の流人」所収

(12) 三河口太忠「七島日記」中巻、寛政八年、写本上野図書館所藏本

(13) 「伊豆諸島文化財総合調査報告書」第二分冊 四四〇頁

(14) 「新島差出帳」正徳四年、新島本村役場所藏文書

(15) 前田長八著「新島大観」二六八頁

(16) 新島本村役場所藏文書

ではかかる流人の生活状況の中で七島に送られた流人諸層の状況を検討して見る。

先ず階層別構成を新島流人帳によつて作成して見ると表(2)の如くなる。更に八丈島流人について川崎氏の報告⁽¹⁾によると表(3)の様になる。

この表から先ず第一に無宿者が新島の場合三六%、八丈島の場合二四%と他に比べて非常に高率であつて、更にこれを年代的に

四、流人帳分析

表一(2) 新島流人階層表

階	層	人 数	比 (%)
無商家、武家、百足非僧居女人組名職医す神遊穢非	宿町人寄子	486	36.45
	家持刀	234	17.57
	及苗字	186	13.95
	町人	98	7.35
	寄刀	83	6.22
	子姓	82	6.15
	間人	58	4.35
	侶候	38	2.85
	性足	26	1.94
	頭主人	10	0.75
	師り	6	0.46
	職屋	6	0.46
	頭頭	5	0.38
	頭頭	4	0.30
	頭頭	4	0.30
	頭頭	3	0.23
	頭頭	2	0.15
	頭頭	1	0.07
	頭頭	1	0.07
	計	1,333	100.00

関東幕領に於ける遠島刑(山本)

見ると八丈島の場合元禄十五・享保十六年迄の三〇年間に六四名、享保十六年〜寛政三年迄の六〇年間に二三名、それ以後明治四年迄八〇年間に三七五人と江戸後期には激増しており、一つには全体的な増加の傾向があるにしても無宿人層の場合顕著にそれがあらわれている(2)。

更にこれと関連して新流人の変遷に目を向けると新島の場合寛文八年より明治四年迄二〇四年間一、三三三人年平均六・五人、更に八丈の場合慶長十一年より明治四年迄凡二七〇年間に一、八八七人年平均約七人を送っている事になる。これを図式化すると図一(1)及び図一(2)(3)という結果が得られる。

図一(1)新島の場合概して三つのピークを持っており、最初のピ

表一(3) 八丈島流人階層表

階	層	人 数	比 (%)
士		196	10.39
従下小浪	者士者士	25	1.33
		163	8.64
		117	6.18
	僧農工商雑女	33	1.75
		237	12.56
		254	13.46
		7	0.37
		54	2.86
		74	3.93
		69	3.66
無店	宿借	462	24.48
		196	10.39
	計	1,887	100.00

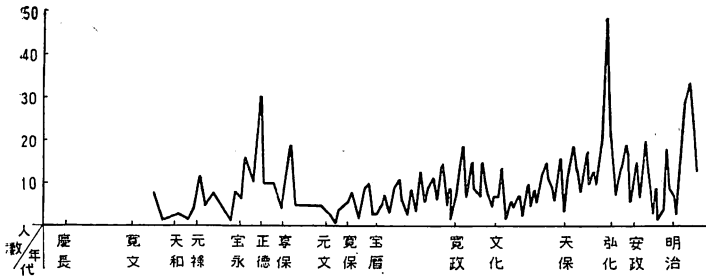
ークは宝永五年の三一人であり、これは徳川実紀によると『此度先代の御法会によつて死一等を減ぜられ流罪に処するもの九九人』とある所から流罪者が多かった事が明らかである。第二のそして最大のピークは天保十四年の前後でこれは勿論天保の改革の影響を受けるものだと思われる。第三のピークは明治三年前後で三二人、これは明治維新の結果である事は言う迄もない。

更に元禄二年の小さなピークは徳川実紀によると『生類憐愍違背者遠流神津島三九人』と見え、又

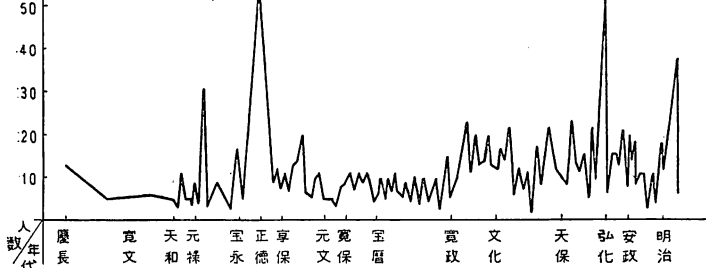
『元禄四年未九月五日

老入 次兵衛 是は津軽越中守様領分奥州石田坂村之百姓此者熊を殺候由にて越中守方より戸田山城守殿に相達し山城守殿より御断ニ而越中守家来竹右衛門中畑清助今助九郎連来付牢舎右之者申八月新島江流罪』(4)

とかかる史料が所々に散見する所より、これは五代將軍綱吉が貞



図一(2) 八丈島新着流入人変遷図



享四年「生類憐み令」を出した結果である。この様に享保改革、寛政改革も流入変遷に敏感に繁栄している。

八丈島の場合も元禄二年三一人、宝永六年五六人、天保十四年五三人、明治二年三七人と概して四つのピークを持ち、両島の場合には同じ傾向を示している事が明らかである。

ではこれからの流入が島内での位の割合を示めていたであろうか。先ず天明二年の割合は表(4)の如くであるが、この場合八丈島のみ記載がないので八丈島の場合、これ以前安永三年の文書(6)によった。更に天明二年より三三年後文化十二年の村明細帳及び島概観帳(7)を整理すると表(5)の如くなる。

表(4)からこの頃既に新島、三宅島、八丈島の三島が主な配流地となり、表(4)の八丈島の総人口は明和年間の連続飢饉によって半減しているが、概して総人口に対して新島では六〇七%、三宅島で八〇九%、八丈島で二〇三%の割合を占め、又流入一人一人に対する家数の割合も新島で二〇三軒、三宅島で一〇二軒、八丈島で五〇六軒の割合を占めている。

表(4) 天明二年島内流入在況表

島別	内訳		総人口	在島流入人口	総人口対一流入人に対する家数
	村数	家数			
八丈島	七	六元	四、七〇	一、七	三、七%
三宅島	五	三〇	一、六五〇	一、〇	八、八%
新島	一	三三	九二	一	一、八軒
神津島	二	四四	一九〇	一	一、八軒
大島	五	五五	二、三三	二	一、八軒

表(5) 文化十二 島内流人在況表

島別	内訳	村数	家数	総人口	流人数	総人口対一流人に對する家数
八丈島		七	1,006	8,331	101	2.41%
御蔵島		一	一六	336		
三宅島		五	2,567	2,009	177	8.55%
神津島		一	336	1,335	二	0.1%
新島		二	335	2,102	122	5.7%
利島		一	31	133		
大島		五	5,000	22,935		
				二六軒		

表(6) 流人結末表

島別	内訳	病死	赦免	來島之途中他之島で死亡	変死	抜船	死亡	餓死	不明
八丈島		七	30		二	五	五	三	三
新島		六	30		一	六	九	三	三

この事のみについて言えば八丈島の流人は新島、三宅島の流人よりははるかに暮しよかった。又逆説的に言うると流人の迷惑を最も蒙ったのは新島、三宅島の島民であった。

島内ではかかる割合を占める流人は一体どの様な結末に終わるのであろうか。新島流人帳及び八丈島の場合を暮田報告によりこれを総合すると表(6)の様な結果を得た。

表(6)から病死と赦免とは概して同じ位で全体の大部分を占めている。しかし実質的には死後赦免が非常に多く、病死が赦免をはるかに上回るものである。新島及び八丈島の場合、ほとんど同じ

関東幕領に於ける遠島刑(山本)

表(7) 流人罪状表

科種	年代	島		
		新島 寛文4~享保4	八丈 文政6~天保3	島 天保3~永4
賭博		57	55	82
盜賊		17	2	2
逃去		15	14	2
殺入		11	5	0
喧嘩		10	13	12
出入		7	0	0
公事		7	0	0
不受		5	5	5
詐欺		5	0	0
無宿		5	0	0
家中		5	0	0
放火		0	11	12
女犯		0	19	47
雜件		53	0	0
不明		4	12	40
計		196	145	202

傾向を示すが、「來島の途中及び他島に於て死亡」という項のみ八丈島の方が圧倒的多数を占めるのは、八丈島流人は三宅島で風の都合等で数カ月そこに滞在する機会が多いからである。

次に流人の罪名は如何なるものであつたらうか。ここでその全貌を明らかにする事は出来ないが、新島の寛文四ノ享保四年に至る江戸中期のものと八丈島の文政六ノ嘉永四年に至る江戸末期のものについて示すと表(7)の如くである。

表(7)によると博奕犯が最も多く江戸中期新島の場合約二九%、江戸末期八丈島の場合各々三八%、四〇%で他に比べて圧倒的に多く、又八丈島江戸末期の場合女犯僧が多い事が特徴である。

彼等の流罪当時の年令は八丈島の場合、平均年齢三五歳、最年長者七九歳、最年少者は幕府の規定年齢一五歳であり、新島の場

合最年長者七四歳、最年少者一五歳で二三歳〜三六歳がその大部分を占めている。

更に彼等の出身地は関東一円、特に江戸に集中しているが、遠くは津軽、出羽、陸奥、佐渡、越前、越後、能登、飛騨、丹後、丹羽、大和、河内、京都、伊勢、志摩、紀伊、備中、備後、但馬、因幡、豊後、薩摩に迄及んでいる。これは天領でなくとも幕府の直接処分を受ける高度の罪であったか、そうでなくとも罪を犯した時江戸近辺に居たものだと考える。

注 (1) 川崎房五郎著「江戸時代の八丈島」

(2) 拙稿「近世に於る流罪制度の実態」法政歴研八号五四頁、表(2)参照

(3) 暮田しのぶ著「八丈島の流人」地方史研究三六号、二

四頁所収

(4) 石井良助編「近世法制史料叢書」御仕置裁許帳

(5) 「天明二年七島巡見志」深川函書首郷土資料室所蔵

(6) 大間知篤三著「八丈島」伊豆国附島々様子概書

(7) 「伊豆国七島記」文化十二年写本、筆者所蔵

五、むすび

以上私は遠島手続、経路、流人の生活及び流罪人の諸情況を見て来たが、第一に江戸後期に流罪者が急激に増加しており、特に無宿人層が圧倒的に多い事から近世後期の社会層が相次ぐ改革、弾圧によって非常に不安定なものであり、無宿人層を生み出す社会的基盤が作り出されていたという事が注意される。それらの生

成過程と封建社会の崩壊過程の関連については残された問題がある。更に為政者の相次ぐ改革、弾圧が流罪人の変遷の上に如実に反映しており、逆説的に言えば彼等封建社会の為政者は改革、弾圧により無罪に等しい者を流罪にする事によって封建社会の維持と再強化に努めた。

第二に配流地の中で新島、三宅島、八丈島には常に数多くの流人があり、特に新島、三宅島には総人口の一割弱を占める流人が常に存在し、島民の精神的、物質的負担は多大なものであった。にもかかわらず幕府は明治四年迄島の飢饉や貧窮も何等考慮する事なく流人を送り続けた。

第三に饑人もその大半が配流地で死亡し、再び本国の土を踏む事が出来たのはその四割弱に過ぎず、その生活は極めて貧困且つ不安定であった。生活に根を持たぬ彼等流人の活動は部分的、一時的には島の文化に貢献したとしても、島の文化をその根本から創造して行く如き新しい力とはなり得なかった。

第四に七島への流罪者は刑事犯が多く、反封建勢力や反幕府勢力に関連する政治犯の如きは極めて少なかった。という事は、これらの犯罪者は死刑に処せられてしまったからである。

(附) この小稿をまとめるにあたって、新島本村教育委員会の方方、特に大沼作次郎氏に甚大なる御便宜を計って戴いた事を深謝する。